神奈川県立博物館発掘調査報告書

第 9 号

間口洞窟遺跡(3)

A REPORT ON THE ARCHAEOLOGICAL EXCAVATIONS
BY KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM

No. 9
MAKUCHI CAVE (3)

神奈川県立博物館

KANAGAWA PREFECTURAL MUSEUM

Naka-ku Yokohama, Japan.

1975

三浦半島の沿岸には、波の浸蝕作用によって生じた洞窟を住居や墳墓に利用した、いわゆる洞窟遺跡が多数存在しております。 それらは 本県下の特色ある 遺跡としてよく 知られておりますが、その実態については、まだ不明な点が少なくありません。

そこで、当館では考古部門における地域研究の一環として、三浦市南下浦町に存在する間口洞 窟遺跡をえらび、昭和46年以来5回にわたり発掘調査を実施してまいりました。

第4次調査までの結果は、既に神奈川県立博物館発掘調査報告書第6号、7号および8号で概要を報告いたしましたが、このたび第5次調査の報告書を刊行するはこびになりました。この報告書が学界ならびに文化財保護にいささかでも貢献することができますならば、誠に幸いに存じます。

刊行にあたり、本調査に格別の御協力を賜わった京浜急行電鉄株式会社、京急興業株式会社、 三浦市教育委員会、三浦市文化財保護委員会委員長 浜田勘太氏、横須賀考古学会、各大学考古 学専攻学生ならびに地元の方々に厚くお礼申し上げます。

昭和50年3月

神奈川県立博物館長

高 橋 繁 蔵

目 次

1 間口洞窟遺跡第5次調査について
2 調査の概要 ── Ⅲ区──
(1) 層序ならびに各層の状態
(2) 墳 墓
(3) 各層出土遺物
3 結 び
表 1 層位別出土遺物表 Ⅲ区出土遺物
表 2 図版•挿図収録遺物表
挿 図 目 次
第 1 図 発掘区平面図
第 2 図 ▼区側断面実測図
第 3 図 Ⅲ区・Ⅲ区10~11層遺物分布図22
第 4 図 8号墳墓実測図⟨Ⅲ区9層 a ⟩2
第 5 図 遺物実測図 —— 約 骨—— (弥生時代中期)
第 6 図 遺物実測図 —— 骨 角 器—— (弥生時代中期~後期)2
第 7 図 遺物実測図 ——貝 器——(弥生時代中期)2
第8図 遺物実測図 石 器(弥生時代中期)3
第 9 図 遺物実測図 ——土 器——(弥生時代中期~後期)3
第 10 図 弥生式土器拓本 (弥生時代中期~後期)3

図版目次

図版1	(1)	IV区側断面	i
	(2)	8号墳墓人	骨埋葬状態〈Ⅲ区9層a〉
図版 2	(1)	灼骨 187 出	土状態〈Ⅲ区10層〉
	(2)	鉢形土器 2	38 出土状態〈Ⅲ区10層〉
図版 3	灼	骨	灼 骨──187 • 188 • 189 • 190 • 191
図版 4	骨	角 器	銛 形 骨 器——193·194
			銛 形 角 器192
			針 形 骨 器——198·199
			尖頭形角器——202
			釣 針 形 角 器──200 • 201
			角 器 破 片——204
			有孔円板形骨器?——205
図版 5	貝	器	庖丁形貝器——206·208·209·210·211·212·213
図版 6	貝	器	庖丁形貝器――214・215・216・217・218
			斧 形 貝 器——220
			腕 輪 形 貝 器——222·223·224
図版 7	石	器	環状斧形石器——226
			礫 器 (刃 器)——227·228·229·230·231
			礫 器 (敲打器)233 · 234 · 235
図版 8	土	器	鉢 形 土 器——238·239·240
			台付鉢形土器——187

調査主催者		神奈川県立博物館長	土 屋	武人
調 査 期 日		昭和4	!8年 8 月1	7日~31日
,	·····神奈川	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	神 澤	勇 一

凡例

- 1. 本報告書では、本文と図版・挿図の扱いを神奈川県立博物館発掘調査報告書8号(間口 洞窟遺跡(2)) と同様にした。
- 2. 図版と挿図は遺跡の状態,遺構,遺物のうち,主要なものに限定した。
- 3. 遺構番号と遺物番号は、神奈川県立博物館発掘調査報告書6~8号(間口洞窟遺跡(1)・(2))と連番とし、そのうち遺物番号はゴシック体の数字をもって表示した。
- 4. 表 2 「図版・挿図収録遺物表」の寸法欄の記載のうち, () 付けの数字は破片,または一部欠損した遺物の現存部寸法である。
- 5. 「図版目次」と図版の遺構名の末尾にある< >付けの層位名は、存在位置または遺構が掘込まれている層を示す。
- 6. 神奈川県立博物館発掘調査報告書6号・7号・8号の記載を引用する場合には、「報6号」、「報7号」、「報8号」の表示に続けて、図版番号・挿図番号一遺物番号の順で配列、表示した。

1. 間口洞窟遺跡第5次調査について

神奈川県三浦市南下浦町松輪字間口に存在する間口洞窟遺跡の発掘調査は,三浦半島南半部沿岸に著しい分布を示す洞窟遺跡の性格を明らかにする目的のもとに,昭和46年から47年にかけて4回,継続的に実施してきた。、

これまでの調査によって、既に報告したように、主として弥生時代中期末から古墳時代後期に至る間の良好な資料が多数得られたほか、幾つかの重要な事実が知られた。そのおもな点をあげれば(1)本洞窟は弥生時代においては生活の場所、古墳時代以降はもっぱら埋葬の場所であって、洞窟の利用形態が全く異なっていること、(2)本洞窟の使用開始は、従来考えられていた弥生時代後期初頭の久ヶ原期よりも1時期古く、弥生時代中期末の宮ノ台期までさかのぼること、(3)弥生時代の洞窟使用者の生活は半農半漁的な生活形態が想定されること、(4)弥生時代においては、同時に製塩が行なわれた可能性がきわめて多いこと、(5)古墳時代の墳墓は洞窟壁面の凹所に接して設けられる傾向が強く、土墳墓のほかに独特な構造の積石墓が存在すること等である。特に第4次調査においては、大型落磐岩塊のすき間に設けられた弥生時代に属する改葬墓(再葬墓)の存在、遺物の平面的分布が、弥生時代中期と後期とでは異なることから、生活場所の移動が予想されるという、注目すべき所見があった。

第5次調査は、以上の諸点、とりわけ第4次調査で得られた所見の検討に重点を置き、昭和48年8月17日から31日まで延15日を費し、Ⅲ区に隣接するⅢ区を発掘した。調査結果については更に検討を要する点が少なくないが、このほど一応の資料整理が終了したので、とりあえず概要を報告して責任の一端を果たしたい。

なお、間口洞窟遺跡の調査は第5次調査をもって一時中止し、これまでに得られた資料の完全な整理と調査結果に対する検討・分析を十分に加え、問題点を一層明確にしたのち機会をみて再開する予定である。

以下,第5次発掘調査の報告にはいる訳であるが,遺跡の規模,現状,立地および環境については,既に第1次・第2次調査の報告のさいに述べたので,記載を省略する。またⅢ区は,1層から8層までが大部分原状を失ない,遺存状態は良好でなかったが,層序ならびに各層のあり方は0区,I区,Ⅲ区と基本的に異なる点は認められないので,各区との比較,対照を考慮し,主体をなす層には共通の名称を与えた(報7号第3図,報8号第2・3・4図,第2図参照)。出土遺物についても,既に遺跡の性格が上半部と下半部とでは明らかに異なることが知られているので(Ⅲ区は上半部の損壊が著しく,出土遺物はほとんど無いが),既刊の報告書にならい,「1層から7層まで」と「8層から11層まで」とにわけて説明することにした。なお,遺物の時期別出土例数は「表1.層位別出土資料表」を,図版と挿図に示した資料の形状,寸法,遺存状態等の細部については「表 2.図版・挿図収録遺物表」に一括したので参照していただきたい。

2. 調査の概要 ──Ⅲ区──

(1) 層序ならびに各層の状態

Ⅲ区は1層から8層までの大部分が赤星直忠博士が調査されたときの発掘区にかかり、さらに

右壁側では盗掘その他による攪乱をも受けていた。したがって上半部は原状を著しく失なっており、8層以上の各層は(1) II — III 区境界の左壁から右壁側へ約1.2m, 洞奥側へ30~50cmの範囲、(2) III — IV 区境界の中央部付近、表土上面において幅約50cm, 8層下端において幅約1.5m, 洞口側へ約1.2m の範囲に残存していたにすぎず、ほかに右壁側で8層の下端が、9層上面の凹所を中心に、3~10cmの厚さで断続的に認められただけであった。III 区の状態は、全体的にみてIV 区側断面に現われた状態にちかく、前記の発掘区と攪乱は9層以下には及んでいない(第2図)。遺構は弥生時代に属する墳墓1基(8号墳墓)が、右壁側奥半部の9層中に存在しただけであった。

なお、Ⅲ区は洞窟本来の形状に加えて、右壁の落磐部分がⅢ—Ⅳ区境界付近で終わるため、奥 半部では高さと幅が急に減じ、計画どおり作業をすすめることが不可能であった。その結果、左 壁側では発掘未了個所が生じ、右壁側では僅かながらⅣ区に掘りこまざるを得ず、発掘区域がや や変則的になっている(第1図)。

層序ならびに各層の状態は次のとおりで、そのうち 1 層から 8 層までは前述の残存部分だけの所見であるが、それを考慮しても、0 区、1 区および 1 区との間に基本的な相違は認められない(図版 1 -(1),第 2 図)。

1 層

表土 (10~15cm)。 褐色粘土質土を主体とする流入土で、 小岩塊を多量に含む。 1層では遺物は出土しなかった。

2 層

混貝砂層。I区ではこまかく破砕した貝殻片を含んだ黄褐色の砂層であったが、II区奥半部から上下を灰黄色を呈する粘土質土層にはさまれ、III区では厚さ1~2cmと薄くなって、むしろ灰黄色粘土質土層の一部とも言うべき状態であった。混貝砂層と灰黄色粘土質土層とは区別すべきものと考えるが、両者はきわめて漸移的で明確に区分しがたいため、一応一括して扱った。灰黄色粘土質土層を含めた2層の厚さは、残存部の最も厚い部分で、6~8cmである。

混入と考えられる中世土器(かわらけ)破片5以外には、出土遺物はない。

3層・4層

破砕岩塊層・灰褐色粘土質土層(10~13cm)。 3層, 4層は落磐岩塊が風化, 破砕した小岩塊と灰褐色粘土質土とからなり, I 区では小岩塊を主体とする上半部を 3層, 灰褐色粘土質土を主体とする下半部を 4層として区別したが, Ⅲ区では Ⅲ区では Ⅲ区と同様に明確に区分しがたい状態であった。 3層と 4層は、同一層内の部分的差異と見做すべきであるかも知れない。

遺物の出土はなかった。

5 層

第1灰層 (5~8 cm)。 粘土質の土砂を多量に含む黒色灰層。 Ⅲ—Ⅳ区境界中央付近の残存部では良好な状態で遺存した。しかし, Ⅱ—Ⅲ区境界左壁付近の残存部では,一部がⅢ区から続く攪乱個所にかかるため 6 層を欠き, 5 層と直下の黒色土層 (7 層 ?) との境が明瞭でない。したがって,この位置における 5 層の正確な厚さは不明である。

遺物は真間式土器,和泉式土器,五領式土器の破片が少数混在し,ほかに混入と認められる中世土器(かわらけ)破片3が出土したにすぎない。

6 厘

岩塊層 ($5 \sim 15cm$)。大型の落磐岩塊からなる層。 厚さがかなり薄くなっていたほかは、 既に発掘した各区のそれと異なる点がなかった。 6 層は遺物を全く包含しない。

7 層

第 2 灰層 $(8 \sim 15cm)$ 。粘土質の土砂を多量に含む黒色灰層。 状態は 5 層と酷似する。 7 層も既に発掘した各区のそれと特に異なる点は認められない。

この層からは和泉式土器,五領式土器の破片が少数出土した。ほかに後期弥生式土器の破片 1 があるが,混入と考えられる。

8 層

第1混貝灰層($40\sim75cm$)。薄い白色灰層と砂・貝殻を多量に含む 黒色灰層とが 互層をなして 無数に堆積した層。層そのものの状態は、2層を除いた各層と同様に、他区のそれと差がない。 ただし、 \mathbb{II} 区では8層下端のレベルが、中央部で $-350\sim-370cm$ となり、 \mathbb{II} 区の場合よりもさら に上昇していた。この傾向は9層以下の各層にも認められる。

8層は弥生時代後期の層で,前野町式土器,弥生町式土器,久ヶ原式土器が出土したが,下端に近いところからは久ヶ原式土器だけが出土した。土器の出土量は層の残存部分が少ないため,ごく僅かである。他の遺物も,銛形骨器1,角器破片1,掻器形貝器(貝刃)2, 鹿角断片1の出土をみたにすぎない。

9 層

灰緑色砂層。 0 区, I 区に認められた単純な砂層と続く層である。しかしⅢ区においては灰緑色砂層(5~7 cm)上に,右壁から剝落した大型の落磐岩塊(25~75cm)が堆積しており,全体の厚さは最も厚い部分で80cmに達する。岩塊のすき間には,砂粒と8層から転落した小型巻貝の小ブロックが存在し,Ⅲ区の場合と同様な状態が続いていた。この落磐岩塊を本来の9層に含めることは適当でないが,Ⅲ区での扱いとのあいだに混乱が生じるのを避けるため,落磐岩塊部分を9層 a,小型巻貝のブロック状堆積部分を9層 b (第 2 図,Ⅳ区側断面実測図には現われていない),ほかにⅢ区では右壁付近の落磐岩塊の密度がやや粗く,この部分の上半は8層から落ちこんだ灰・貝殻・土砂が混るので9層 c として,それぞれ純粋な砂層と一応区別した。9層は遺

物を全く包含しない。

なお、Ⅲ区中央では落磐岩塊の上面、直径約1.5mの範囲が8層の焚火による熱のため真赤に焼け、変色はⅣ区にも及んでいた。また、右壁寄りの奥半部落磐岩塊中に、宮ノ台期または久ケ原期に属する特殊な墳墓1基(8号墳墓)が存在した。

10 層

第2混貝灰層(25~45cm)。 薄い白色灰層と砂・貝殻を多量に含む黒色灰層とが, 互層をなして,無数に堆積した層。状態は8層と酷似する。断面が白と黒の特長的な縞状を呈するが,両壁付近では貝殻と食料残さいの量が増し,貝塚にちかい状態となっている。左壁側の貝塚状部分は幾分ち密で,不鮮明ながら灰層の連続が認められたのに対し,右壁側のそれは軟弱で砂をより多く含み,灰層の末端も明瞭性を欠いていた。これらの貝塚状部分は,いずれも一層内における部分的変化の域を超えるものではないが,縞状灰層と同一に扱いがたいので,前者を10層 a ,後者を10層 b として区別した。なお「V区側境界付近では,縞状灰層中に,一部10層 b に類似した個所が存在した。この層は, II 一III 区断面実測図にみられるそれのように,ほぼレンズ状の断面を示して堆積している。

10層は弥生時代中期の層で、宮ノ台式土器を単純に包含するが、特にⅢ区では同型式に伴なう各種の遺物が出土した。種類、数量とも既に発掘した各区の10層より著しく多く、かつ、その大半が左右壁面付近から出土するという注目すべき傾向が認められた(第3図)。土器以外の遺物の種類別個数は、灼骨5、銛形角器1、銛形骨器3、針形骨器2、尖頭形角器1、釣針形角器2、骨角器破片3、庖丁形貝器(貝庖丁)41、同未製品2、掻器形貝器(貝刃)83、斧形貝器1、腕輪形貝器4、同未製品1、貝器破片2、礫器一刃器—11、礫器—敲打器—14、その他12である。

11 層

黄褐色混貝土層 (2~3 cm)。 わずかに貝殻を混ずるローム質土層。 Ⅲ区における堆積はきわめて薄く,部分によっては,ほとんど認められない程度であった。

11層も弥生時代中期の層で、宮ノ台式土器を単純に包含するが数は少なく、土器以外の遺物は 庖丁形貝器(貝庖丁)1、掻器形貝器(貝刃)4が出土したにすぎなかった。

12 層

褐色粘土質土層。かなり赤味を帯びた粘土質の土層で、 0 区から II 区にかけては右壁に接して 11層上に部分的に堆積したが、 III 区では存在しなかった。

13 層

黄褐色ローム質土層。関東ローム土の二次的堆積層であって、I 区、I 区においては上面が左壁側で 10° 、右壁側で 7° 前後傾斜していた。しかしI 区での状態はかなり異なり、右壁側が洞奥へ向かって上昇し、中央が浅い凹所をなしている。13 層上面のレベルはI 区側断面において、左壁で-396cm、中央で-460cm、右壁で-440cmであった。

13層は遺物を全く包含しない。

(2) 墳 墓

Ⅲ区で確認された墳墓は、弥生時代に属する8号墳墓1基だけである。

■区は上半部の原状がほとんど失なわれているため、8層以上の部分における墳墓の存否は不明であるが、攪乱部覆土中に人骨が少なからず混入していたので、墳墓が存在した可能性は多い。また、9層の落磐岩塊(9層 a)下端付近から10層上面にかけては、人骨片がごく少数散発的に出土したが、埋葬施設あるいは埋葬の形跡は何ら認められなかった。このような人骨の出土状態が何に起因するものであるかは明らかでなく、ここでは、とりあえず出土の事実だけを挙げておくことにする。

8号墳墓(図版1一(2), 第4図)

右壁側奥半部の落磐岩塊(9層 a)中に存在した特殊な墳墓で、層位関係から宮ノ台期または 久ケ原期の墳墓と考えられる。落磐岩塊の排除中に偶然発見され、周囲の状態からは全く存在を 予知できなかった。

8号墳墓は、落磐岩塊のあいだに生じた長さ75cm、幅35~40cmの、ほぼ南北に伸びたすき間を利用したもので、南端に完全な頭骨 1 個、その周辺に肋骨(断片を含む)5 、脊椎骨 1 、その他 4 個の骨が散在した。頭骨は横転していたが、下顎の状態からみて、埋葬後に倒れたと考えられる。なお、頭骨の周囲だけは、明らかに小型の岩塊で覆った形跡が認められた。頭骨下端のレベルは一418cmで、灰緑色砂層に接する。この岩塊のすき間は北側を除き大型落磐岩塊でとざされており、したがって、北向きに開口したすき間を多少整備したうえで埋葬を行なったと考えられる。しかし、遺骸を直接納めるだけの余地はなく、頭骨の状態がきわめて人為的であることや、骨の数も著しく不足しているなどの点で、7号墳墓(報8号図版 3 一(2)、第7図)と同じく、改葬墓(再葬墓)と考えられる。

被葬者は女性で、推定年令18~20才である。副葬品は認められなかった。

(3) 各層出土遺物

《1》 1層~7層の遺物

1層から7層にかけては、これまでの調査により、古墳時代から江戸時代までの遺物を出土することが知られている。 Ⅲ区は上半部の原状がほとんど 失なわれていたが、 残存個所の 所見では、既に調査した各区の状態と特に異なる点は認められなかった。

遺物の出土はきわめて少なく、そのうち歴史時代の遺物は2層と5層に混入していた中世土器 (かわらけ)破片5片にすぎず、古墳時代に属する遺物も土器破片少数だけであった。なお、中世土器 (かわらけ)破片については特記すべき点がないので、混入の事実を挙げるにとどめたい。

土 器

7層中に混入していた後期弥生式土器の破片数片を除き、すべて土師式土器の破片であるが、 出土量はわずかに整理箱($75 \times 45 \times 10$ cm大)に約3分の1である。確認できた型式と器形、出土 層位は次のとおりである。

真間式土器(5層)……………甕形土器。

和泉式土器(5層, 7層)……坩形土器, 高坏形土器, 甕形土器。

五領式土器 (5層, 7層) ……壺形土器, 台付甕形土器。

以上のうち,五領式土器以外は器形の種類と出土量 (I区,Ⅲ区における出土量と出土状態, 攪乱部分における出土量その他を考慮しても)からみて,生活址に伴なった可能性は少ないと思 われる。

《2》 8層~11層の遺物

Ⅲ区においては8層も残存部分が少なく、9層と13層は遺物を包含しないので、10層、11層の遺物がほとんど全部を占めると言ってもよいほどである。この二層では、遺物は第3図に示したように左右両壁に近い位置——特に右壁側——から集中的に出土するという著しい傾向を示した(第3図では土器の出土地点は除外してあるが、範囲はほぼ一致する)。この傾向は、既にⅢ区から認められ、弥生時代中期における洞窟内での主要な生活位置を示すものであろう。

8層の時期は出土土器の型式から弥生時代後期(前野町期,弥生町期,久ヶ原期), 10層, 11層は弥生時代中期(宮ノ台期)と考えられる。

8層~11層の遺物については、8層出土例は数が少ないうえ所属時期が明らかでなく、数量的には10層、11層出土遺物が約90%を占め、また土器以外の資料は(I 区、I 区のそれをも含めて検討した結果でも)、種類、製作手法、素材その他に基本的な差異を認めがたいので、一括して扱うことにした。なお、層位別出土例数、本報告書でとりあげた主要な遺物の概要については、末尾に掲げた表 I 、表 I を参照していただきたい。

土 器 (図版 2 —(2), 図版 8, 第 9 図, 第 10図)

出土量は整理箱 (75×45×10cm大) 約6個分である。

8層出土土器には前野町式土器,弥生町式土器,久ケ原式土器の3型式が認められた。この点は既に調査した各区の場合と異ならないが,量的にはごく少なく,整理箱3分の2個を満たす程度にすぎない。

10層・11層出土土器は,すべて宮ノ台式土器で,同型式の中では比較的古い段階に属する。出土量は I 区,Ⅲ区と比較して格段に多く,完形に復原できた鉢形土器 2 例(238・239)を始め,良好な資料が少なくない。なお,238は左壁側Ⅲ一Ⅳ区境界付近の壁面の凹所から,239は右壁下端に存在した長さ約 1.8m の細長い凹所の中から,それぞれ数個の鉢形土器の大型破片とともに出土した。そのうち 238 は,口縁部直下を除き外面に入念な箆磨きを施こしてあり,壺形土器同

様な整形手法がとられている点で一般の鉢形土器と特長を異にするが、器体の歪みが著しい。

土器の組成、特に壺形土器と鉢形土器の割合については、正確な数字の算出が間に合わなかったため具体的に示すことができないが、これまで調査した各区のうち遺存状態が最も良好であった II 区10層・11層においても、鉢形土器の個体数は一般の遺跡と比較して著しく多く、また既に調査した各区での結果ともほぼ一致している。この点は洞窟遺跡における生活形態の特殊性を反映するものにほかならないであろう。

8層~11層で確認できた土器型式,器型,出土層位別は次のとおりである。

前野町式土器(8層上部)………売形土器、台付鉢形土器。

弥生町式土器(8層上部)………壶形土器,台付鉢形土器。

久ケ原式土器(8層上部,下部)……壺形土器,広口壺形土器?, 台付鉢形土器。

宮ノ台式土器(10層, 11層)…………壺形土器, 鉢形土器, 浅鉢形土器。

(なお,図版8・第9図—265 (久ヶ原式土器)は、「報8号」において復原可能な台付鉢形土器と報告した例である。復原を完全に終わっていないが、Ⅲ区出土の同一個体の破片を加え、ほぼ全形を察知できるまでになったので、本報告書に採録した。)

灼 骨 (図版3・第5図─187, 188, 189, 190, 191)

5 例。シカの肩胛骨を使用したもの4 例(187~190), 肋骨を使用したもの1 例(191)である。焼灼は骨の表面を僅かに削いだ部分だけに加えられており,灼痕はほぼ円形を呈する。灼痕の直径は0.5~0.7cmである。

これらの灼骨には、使用後、意識的に破砕された形跡が認められる。

舒形角器 (図版 4 · 第 6 図—192)

1例。単独で使用する大型銛頭の茎部破片。鹿角の幹を素材としたもので、茎部末端は斜めに削がれているが、他の部分は全く表面に加工、整形が行なわれていない。残存部分からみて、全長25cm前後の銛頭であったと推定される。

銛形骨器(図版4·第6図—193, 194。第6図—195, 197)

4例。数本を組み合わせて使用する形式の銛頭破片。4例とも形状が異なる。193 は弧状に作った器体の両側面に、ごく小型の逆棘を数個付ける形式で、断面は半円形にちかい。先端を欠き、胴部側面の損傷が著しいため、細部の形状は不明である。本例だけは8層から出土した。他の3例は器体がほぼ直線状を呈する。195 は太身のつくりで、先端を欠失しており、器体に多くの鋭い稜を残し、整形も粗雑であって、未製品の疑いもある。194 は特殊な例に属し、素材の種類も明らかでない。197 は茎部破片で、先端を開かせるための、ねじりが設けられている。

針形骨器 (図版 4 · 第 6 図-198, 199)

2 例。編針状を呈する細長い器形を示す点で一括した。器面は研磨により整形されているが、 198 は整形がやや粗く、 基部に 僅かながら 屈折が認められるので、 機能的には銛に 分類してよい。 199 は先端を欠くが、全長は推定16cmを超える。整形も非常に良く、基部の形状が一般の銛 頭のそれとは異なっており、装身具(髪飾り)ではないかと考えられる。

尖頭形角器(図版4・第6図-202)

1例。小型の鹿角(右角)で製作した粗雑な尖頭器。鹿角枝を切除したのち,第一枝付近から 角座側へ斜めに削り落とし,平面が舌状を呈する鈍い先端を付けたもの。先端部には,使用によって生じた縦走する細い傷と磨耗が認められる。先端と一部を除き,器体はほとんど素材の原状のままである。器形から,直接手に持って使用したものと推定される。

约針形角器 (図版 4 · 第 6 図 - 200, 201)

2 例。明らかに釣針の機能をもつ角器。形の大小はあるが、いずれも逆棘のない形式で、糸掛けの部分を尖りぎみにつくりだしている。200は器面の整形がやや粗いが、器形はII区出土の122(「報 8 号第 8 図」-122)にちかい。201は軸長が II 区出土の16(「報 7 号第 5 図」-16)と大差ないが、3 厚なつくりで、器形も異なる。これまでに出土した釣針形角器は 5 例で、すべて10 層から出土し、宮ノ台期に属する。

骨角器破片(図版4・第6図-204)

3例。種類と用途を確実に察知し難い破片を一括した。 3例中 2例は,銛形角器と銛形骨器の胴部破片らしい。前者は長さ 4 cm,幅0.7cm。後者は長さ 3.4 cm,幅0.7cmで,器面に研磨が加えられている。他の 1 例は,何かの柄と考えられる鹿角製品の破片 204 である。本例は一端に口径 1.3×1.1 cm,深さ2.4 cm の孔がほりこまれており,孔のある部分は器体の断面が円形を呈するが,孔の末端付近で両側が粗く削り取られ,この部分では断面が不整長方形を呈する。

庖丁形貝器(貝庖丁)(図版 5 — 211~213, 図版 6 — 217, 図版 5 • 第7図— 206, 208~210, 図版 6 • 第7図— 214~216, 第7図— 207)

42例。庖丁形石器(石庖丁)と酷似した形態を示す貝製刃器で、アワビの外唇部断片で製作されている。器体が半月形または長方形にちかく、一辺に刃が付き、胴部に2個並列した紐穴があるのが標準的器形である(206~207)。 大きさは12×5 cm前後が普通らしいが、210、213 のように幾分小型のものもかなりみられる。刃は主として殼の外側を研磨して付けるため、一般に片刃状を呈する。しかし、207 のように完全な両刃や、外唇をそのまま刃にした例もある。刃または鋒の両端(ときには一端)には、 紐掛け状の小凹所を 設けてある 場合が少なくない(第7図—206、207、208に矢印で表示した個所)。

なお、特殊な例としては次の4個体がある。(1)外唇部断片を素材とするが、外唇とは逆の側に両刃状の刃を付けたもの (209)。(2)内唇部断片で 209 と同様な形に製作したもの。(3)器形は標準的庖丁形貝器と同様であるが著しく小型なもの (217)。(4)紐穴を欠く、無孔庖丁形貝器1例。

庖丁形貝器の大部分は、刃部、紐穴周辺、紐掛状凹所その他に、使用による損耗が明瞭に認められる。そのうち、210、214、216は、刃部の磨滅あるいは器体の折損により、再度紐穴を設けた例である。

庖丁形貝器未製品(貝庖丁未製品)(図版6・第7図-218, 第7図-219)

庖丁形貝器の製作過程を示す良好な資料である。 218 は幾分小型であるが,鋒部にこまかな打欠きを加えて器形を整えてあり,内面右側に穿孔未了の紐穴が1個ある。 219 は小破片であるが同様に内面右側に穿孔未了の紐穴がある。 刃は2例とも付けられていない。したがって庖丁形貝器の製作工程は,(1)素材の割り取り,(2)鋒部の整形,(3)内面からの紐穴の穿孔,(4)外面からの紐穴の穿孔(紐穴の完成)(5)刃と紐掛状凹所の付加という順序ではないかと推定される。これに関連して,I区出土の庖丁形貝器31(「報6号図版17」・「報7号第7図」—31)は,無孔庖丁形貝器の資料が増加した現在では,それらに属するものではなく,有孔庖丁形貝器の未製品と考えられるので,訂正しておきたい。

掻器形貝器(貝刃)

89例。二枚貝の腹縁にこまかい打ち欠きを加えて、打製の刃を付けた刃器。掻器の機能をもつものである。刃幅が広く、ほぼ腹縁全体に及ぶものと幾分狭いものとがあり、後者に属する例の方が多い。素材は87例中、ハマグリ81例、ウチムラサキ 3 例、ミルクイ 1 例、オキシジミ 1 例、種別不明 3 例となっている。製作手法、素材の種類と比率をはじめ、これまでの出土例と異なる点は、ほとんどない。

斧形貝器 (図版 6 · 第 7 図 — 220)

1例。斧頭状の器形を示す特異な刃器。アワビの殻の外唇部付近の断片で製作されている。一端に幅 3.8cm (一部欠損) の直線状の刃がある。 刃は 両刃で, 刃先きは薄く, かつきわめて 鋭い。器体には柄に装着して使用した形跡や,そのための加工と考えられる部分は認められない。 斧頭状を呈するが,搔器的な機能をもつ利器と考えられる。

腕輪形貝器 (図版6・第7図─222~224)

3 例。すべて破片である。 222 はボウシュウボラの口唇部を縦に割り取り,断面を研磨したもの。いわゆる貝釧で, 0 区出土の例(「報 8 号図版 7 ・第 9 図 129」) と同様な器形であったと考えられる。他の 2 例はいわゆる貝輪で, 223 はツタノハ(?), 224 はベンケイガイの殼の中央を打ち抜き,割れ口に研磨による整形が行なわれている。

腕輪形貝器未製品

1例。縦に割り取ったボウシュウボラの口唇部に、こまかな打ち欠きによる粗い整形が、部分的に加えられているもの。 大きさは前項で触れた 0 区出土例(129)とほぼ等しい。 同種の腕輪形貝器の未製品と認められる。

貝器破片 (第7図**-221**)

2 例。 いずれもアワビの殻で製作された貝器の破片で、 使用による 損耗が 明瞭に認められるが、種類と用途を察知しがたい。

礫 器 (刃器) (図版7・第8図-233~235)

11例。 礫の一端に粗雑な打製の刃が付いている 粗製の刃器。 刃部以外はほとんど 自然面を残しており、 弥生時代の石器と認めがたいほどの 粗雑な 形状を呈している。 刃が片刃状をなす例

(229, 231) と両刃状をなす例 (227, 228, 230) とがあり、なかには敲打具のように使用されたため、刃が著しく磨滅したものも認められる。器形と大きさは一定しない。 228 は最大例であるが、特殊な存在に属する。これら一群の石器には柄を付けて使用した形跡は認められない。

なお、本遺跡からは弥生時代の特長的石製利器――いわゆる太形蛤刃石斧、柱状片刃石斧、扁平片刃石斧等――は、これまで出土しておらず、多数の粗製石器の存在はこの点で特に注意さるべきものと考えられる。

礫 器(敲打器)(図版7・第8図─233~235)

14例。 比較的長手の礫を特に加工することなく、 そのまま敲打具として 使用したもの。 一端 (ときには両端) に敲打による磨耗や欠損がある。 233 はやや例外的な存在で、拳大の礫の一部 を剝離して整形したもので、両端に使用による著しい磨耗が認められる。

その他の遺物

切削痕をとどめる鹿角1例と獣骨1例。石器とは認定しがたいが、明らかに人為的な加工または使用の痕跡のある磔7例。鹿角断片3例。以上の遺物については特記すべき点がないので、出土の事実を挙げるにとどめる。

《3》 攪乱部出土の遺物

1層から8層にかけて存在した攪乱部においては、遺物の出土は当然のことながら少なかったが、表1に挙げたように注意すべき資料がみられる。それらはすべて原位置を動き、伴出土器型式もまた不明ではあるが、遺物自体、あるいは攪乱個所の状態によって大体の時期を推定できる例が多いので、土器破片を除く19例について、簡単に説明を加えることにした。なお、土器については、出土数が少なく、型式、器形とも既に《1》項で挙げた以外のものは認められず、特記すべき点もないので省略する。

舒形骨器 (第6図-196)

1例。数本を組み合わせて使用する銛頭の茎部破片。茎部末端が鋭く尖る形式で、194と形が 酷似する。8層と攪乱部とが接する個所から出土したもので、弥生時代後期に属することはほぼ 確実であろう。

有孔円板形骨器? (図版4・第6図-205)

1例。風化が進んでいるため素材を確認しがたく、一応「骨器」に分類したが、亀甲製ではないかという疑いがある。 平面は不整円形で、 中央に 片側からあけた 径0.8×0.7cmの穴が 1 個ある。右壁とこれに接した 大型落磐岩塊のすき 間を埋める土砂 (攪乱によるものと 考えて誤りない)の中から出土した。周辺の状態からみて、古墳時代に属する可能性もある。用途は明らかでない。

庖丁形貝器(貝庖丁)

5 例。すべてアワビの外唇部断片を素材とするもので、標準的器形に属する4 例と完形の無孔

庖丁形貝器1例とである。特長的な縞状灰層を多く含む上部攪乱部から出土した。おそらく,本来8層中に包含されていたと考えられる。

搔器形貝器(貝刃)

6 例。すべて標準的な搔器形貝器である。素材別は、ハマグリ3例、ウチムラサキ2例、ミルクイ1例となっている。弥生時代後期に属する可能性が多い。

小 玉 (第7図-225)

1例。明かるい青色をしたガラス製の小玉である。左壁側攪乱部覆土中,第1混貝灰層のブロックと,その壁側の土砂・貝殻を多く含む部分の排土とが混り合ったところから出土した。確実性に欠けるが,古墳時代の小玉とは色調がやや異なり,出土した付近の攪乱部覆土の状態からみて,弥生時代後期の例であるように思われる。本稿では,一応弥生時代の遺物に含めて扱うことにした。

環状斧形石器(環状石斧)(図版7・第8図-226)

1例。一般に環状石斧とよばれるものの破片である。刃部が幾つかに分岐せず,全体が円板状を呈する種類ではないかと考えられる。 直径は推定16cm前後, 周縁は両刃状を呈し, かなり 鋭い。左壁側攪乱部覆土中に存在した。種類そのものから,弥生時代に属する遺物と考えられる。

礫 器 (刃 器) (図版 7 · 第8 図 - 229)

2例。いずれも左壁側8層と同層の攪乱個所の境から出土した。 229 はこの地域の洞窟遺跡において、弥生時代の遺物包含層中から出土する礫器の典型的な例である。8層中に存在した後期に属する例と推定して、誤りないであろう。

礫 器(敲打器)

2例。細長い礫の一端を、特別に加工することなく、敲打具として使用したもの。左壁側攪乱 部覆土中、第1混貝灰層のブロックを多く含む部分から出土した。弥生時代後期に属する例とし て誤りないであるう。

3. 結 び

第5次調査の結果の概要は以上に述べたとおりである。次に第5次調査のおもな所見と、これまでの調査における二、三の問題点を挙げて結びとしたい。

- (1) **Ⅲ**区は上半部の原状がほとんど残っていなかったが、残存部分の状態からみて、本洞窟の利用形態は、既に調査した0区、**Ⅰ**区、**Ⅲ**区と基本的に異なる点はないと考えられる。
- (2) \blacksquare 区においては,10層,11層が完全な状態で遺存し,宮ノ台期に属する多数の遺物が出土した。0区・ \blacksquare 区では,10層,11層は,一部が墳墓あるいは過去に発掘されていて原状が失なわれていたとは言え,遺物の出土はきわめて少なかった。しかし,第3図にみられるように, \blacksquare 区から \blacksquare 区にかけて特に濃密な分布を示す点は,「報8号」で述べたように,宮ノ台期の洞窟内に

おける主要な生活場所が奥半部にあったことを反映するものと考えられる。

(3) Ⅲ区右壁寄りの9層 a 中に存在した8号墳墓は、層位関係から、宮ノ台期または久ケ原期に属すると考えられる。8号墳墓の人骨の存在状態はきわめて不自然であり、また周囲の岩塊の堆積からみて、遺骸を直接埋葬することは不可能である。

この墳墓は、**I**I区9層中に存在した7号墳墓と強い類似を示しており、それと性格を同じくする再葬墓(改葬墓)と認められる。

(4) 10層からは宮ノ台式土器に伴なって多数の遺物が出土したが、 礫器が 目立った 点を除けば、種類、形状、材質、製作手法等は、既に調査した各区の8層出土遺物との間に基本的な差異を認めがたく、 また灰層の状態についても 同様であり、 中期から後期にかけて、 同じ生活形態 ――具体的には、半農半漁にちかく、製塩を行なった可能性がきわめて多い――が継続したことを示すものと言える。

なお、第5次調査では、10層中、左壁側の貝塚状を呈する部分で、自然遺物のブロックサンプリングを試み、小宮孟氏に分析をお願いして結果を出して頂いたのであるが、都合で掲載できなかった。同氏に深くお詫びするとともに、いずれ別の機会に報告し、労にお応えしたいと思う。

(5) 10層からは、宮ノ台期に属する灼骨が5例出土した。いまのところ、最も古い位置を占めるものであるが、素材の種類、焼灼手法、灼痕の状態は、これまでに知られている後期の諸例 (ただし、最末期の例を除く)と異ならない。

この種の灼骨による卜占が、果たして弥生時代のどの時期から行なわれたかは、その系統とと もに、今後の大きな課題である。

(6) **Ⅲ**区においては、上半部の原状が失なわれているため、弥生時代後期中葉以降の墳墓が存在したか否かは不明である。

なお、本報告書では、第1図にこれまでに存在を確認できた墳墓の洞窟内における平面的分布 状態を示した。図の中で、図で表示してある墳墓は既に実測図を発表してあるもの。十字形で表 示してあるものは、原状が一部破壊されていたもので、十字形は、その大体の範囲と位置を示し ている。

分布図から知られるように,本遺跡においては,墳墓は洞窟内の特定の場所,特に右壁側の凹 所を意識的に利用して設けられている。

以上,第5次調査の結果を中心に,問題となる点を幾つか挙げたが,なお資料の検討と分析を要する点が多く,詳しく述べることができない。それらについては,更に研究をすすめた上で,改めて報告し,不備を補なうつもりである。

注 1)神澤勇一 「間口洞窟遺跡(1)——資料編——」 神奈川県立博物館発掘調査報告書 第 6 号 昭和47 (1972) 年

神澤勇一 「間口洞窟遺跡(1)——本文編——」 神奈川県立博物館発掘調査報告書 第7号 昭和48 (1973) 年

神澤勇一 「間口洞窟遺跡(2)」 神奈川県立博物館発掘調査報告書 第8号 昭和49 (1974) 年注2) 赤星直忠 「海蝕洞窟――三浦半島に於ける弥生式遺跡――」 神奈川県文化財調査報告 第20 集 昭和28 (1953) 年

- 注3) 東京国立科学博物館,鈴木尚博士の教示による。
- 注4) チョウセンハマグリを含む。

表 1. Ⅲ区出土遺物(弥生時代中期~後期)

層位	8 層	10 層	11 層	里 色 落 込 部	TO We
遺物種別	(第1混貝灰層)	(第2混貝灰層)	(黄褐色混貝土層)	黒色落込部 ・攪乱部等	例数
灼 骨	0	5 PL5.F5-187 PL3.F5-188 PL3.F5-189 PL3.F5-190 PL3.F5-191	0	0	5
銛 形 角 器	0	1 PL4•F5- 192	0	0	1
銛 形 骨 器	1 PL4•F6- 193	3 PL4·F6-194 F6-195 F6-197	0	1 F6- 196	5
針 形 骨 器	0	2 P L4•F6-198 P L4•F6-199	0	0	2
尖頭形角器	0	1 PL4•F6- 202	0	0	1
釣針形角器	0	2 P L 4 • F 6-200 P L 4 • F 6-201	0	0	2
骨 角 器 破 片 (種 別 不 詳)	1	3 PL4•F6- 204	0	0	4
有孔円板形骨器?	0	0	0	1 PL4.F6-205	1
庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	0	41 P L5·F7-206 F8-207 P L5·F7-208 P L5·F7-209 P L5·F7-210 P L5-211 P L5-212 P L5-213 P L6·F7-214 P L6·F7-215 P L6·F7-216 P L6-217	1	5	47
庖丁形貝器未製品 (貝庖丁未製品)	0	2 PL6•F7- 218 F7- 219	0	0	2
搖器形貝器 (貝 刃)	2	83	4	6	95
斧 形 貝 器	0	1 PL6•F7- 220	0	0	1
腕 輪 形 貝 器	0	4 PL6•F7-222 PL6•F7-223 PL6•F7-224	0	0	4
腕輪形貝器未製品	0	1	0	0	1
貝 器 破 片 (種 別 不 詳)	0	2 F7- 221	0	0	2
小 玉	0	0	0	1 F7- 225	1
環状斧形石器(環状石斧)	0	0	.0	1 PL7•F8- 226	1

層 位 遺物種別	8 層 (第1混貝灰層)	10 層 (第2混貝灰層)	11 層 (黄褐色混貝土層)	黑色落込部 • 攪乱部等	例数
· 森 器 (刃 器)	0	11 F8-227 P L7•F8-228 P L7•F8-230 P L7•F8-231 P L7-232	0	2 PL7•F8- 229	13
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	14 PL7·F8-233 PL7·F8-234 PL7·F8-235	0	2	16
鉢 形 土 器 (完 形)	0	2 PL8•F9-238 PL8•F9-239	0	0	2
加工痕ある鹿角	1 F6- 203	1	0	0	2
加工痕ある獣骨	0	1	0	0	1
加工痕または使用痕ある石	0	7	0	0	7
鹿角断片(廃材)	0	3	0	0	3
Ħ†	5	190	5	19	219

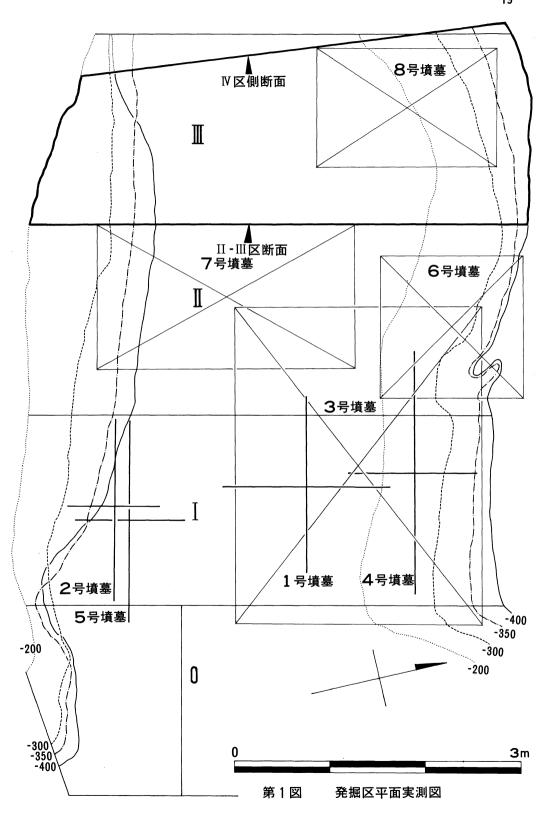
表 2. 図版•挿図収録遺物表

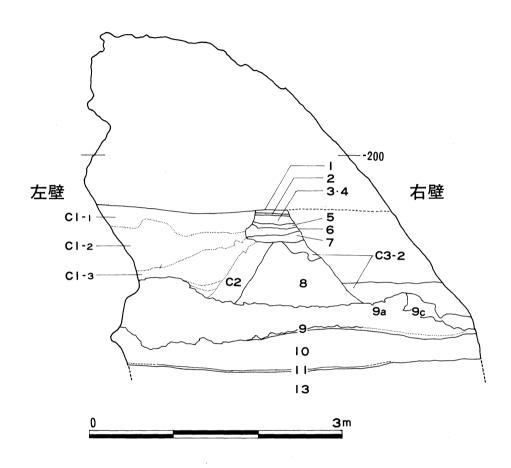
番号	挿図	図版	種	Ē	类	į	寸 法	出土層	位	備	考
187	5	3	灼			骨	197×34×31	Ⅲ区 10層		破片。 シカの右肩胛 灼痕27。	骨を使用。
188	5	3	灼			骨	53×21×10	Ⅲ区 10層		破片。 シカの右肩胛 灼痕 1 。	骨を使用。
189	5	3	灼			骨	58×31× 7	∭区 10層		破片。 シカの右肩胛 灼痕 5 。	
190	5	3	灼			骨	86×30×31	Ⅲ区 10層		破片。シカの 肩胛窩付近の 灼痕 2 。	右肩胛骨 破片。
191	5	3	灼			骨	91×9×8	Ⅲ区 10層		破片 。 シカの肋骨を 灼痕 2 。	使用。
192	6	4	銛	形	角	器	(77) × (28) × (18)	Ⅲ区 10層		破片。	
193	6	4	銛	形	骨	器	(102)× 9 × 5	Ⅲ区 8層		先端の小部分	を欠損。
194	6	4	銛	形	骨	器	(98) × 6 × 5	Ⅲ区 10層		茎部,一部欠	損。
195	6		銛	形	骨	器	(92) × 9 × 7	Ⅲ区 10層		破片。	
196	6		銛	形	骨	器	(39) × 7 × 4	■区 右壁側攪乱部	5	茎部破片。	

			u de la companya de l			
番号	挿図	図版	種類	寸 法	出土層位	備考
197	6		銛 形 骨 器	$(52) \times 5 \times 4$	Ⅲ区 10層	茎部破片。
198	6	4	針 形 骨 器	$\boxed{112\times5\times5}$	Ⅲ区 10層	
199	6	4	針 形 骨 器	$\boxed{141\times 6\times 6}$	Ⅲ区 10層	先端,一部欠損。
200	6	4)	51×16× 5	Ⅲ区 10層	
201	6	4		87×26× 9	Ⅲ区 10層	
202	6	4	尖頭形角器	$(203)\times59\times21$	Ⅲ区 10層	一部欠損。
203	6		加工痕ある鹿角	67×20×33	Ⅲ区 8層	
204	6	4	角器破片(種別不明)	(53) × 23 × 23	Ⅲ区 10層	鹿角製。柄の破片?
205	6	4	有孔円板形骨器	41×39×10	Ⅲ区 攪乱部	亀甲製の疑いがある。 穿孔1,不整円形。 径7×8mm
206	7	5	庖丁形貝器 (貝庖丁)	140×51× 6	Ⅲ区 10層	上端に紐掛状凹所がある。穿孔 2。 径 6 × 5 mm 径 8 × 7 mm
207	7		庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(76) × 35 × 5	Ⅲ区 10層	破片。刃は両刃。 穿孔(現存)1。 径7×6mm
208	7	5	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(%)×55× 5	Ⅲ区 10層	大型破片。 穿孔 2。 径 7 × 7 mm 径(6)×(6)mm
209	7	5	庖丁形貝器 (貝庖丁)	(53) × (40) × 5	Ⅲ区 10層	破片。外唇部を鋒にし た異形品。穿孔(現存) 1。 径 5 × 4 mm
210	7	5	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(71) × 43 × 6	Ⅲ区 10層	破片。 再度穿孔されている。 穿孔(現存) 4。
211		5	庖丁形貝器 (貝庖丁)	(88) × 47 × 6	Ⅲ区 10層	大型破片。 穿孔 2。
212		5	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(48) × 45 × 5	Ⅲ区 10層	破片。
213		5	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(69) × 35 × 6	Ⅲ区 10層	破片。
214	7	6	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(90) × (45) × 5	Ⅲ区 10層	破片。刃部内彎。 再度穿孔されている。 穿孔(現存)2。
215	7	6	庖丁形貝器 (貝庖丁)	(88) × 47 × 5	Ⅲ区 10層	破片。穿孔2。 内面の穿孔の周囲に直 径12mmの凹線がある。
216	7	6	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	(39) × 38 × 6	Ⅲ区 10層	破片。 再度穿孔されている。 穿孔(現存)3。

番号	挿図	図版	種 類	寸 法	出 土 層 位	備考
217		6	庖丁形貝器 (貝 庖 丁)	147) × 19 × 4	Ⅲ区 10層	
218	7	6	庖丁形貝器未製品 (貝庖丁未製品)	93×38× 5	Ⅲ区 10層	穿孔(未了)1。 径7×7㎜
219	7		庖丁形貝器未製品 (貝庖丁未製品)	(39) × 34 × 4	Ⅲ区 10層	破片。 穿孔(未了)1。 径4×4mm
220	7	6	斧 形 貝 器	90×52× 5	Ⅲ区 10層	アワビ製。
221	7		貝 器 破 片 (種 別 不 明)	(77)×31×3	Ⅲ区 10層	アワビ製。 弧状を呈する器体の両 縁が研磨されている。
222	7	6	腕輪形貝器	(62) × (27) × 14	Ⅲ区 10層	破片。 ボウシュウボラ製。
223	7	6	腕輪形貝器	(56) × (16) × 7	Ⅲ区 10層	破片。 ツタノハ製?
224	7	6	腕輪形貝器	(48) × (58) × 12	Ⅲ区 10層下端	破片。 ベンケイガイ製。
225	7		小 玉	4 ×3.5× 3	Ⅲ区 8層攪乱部	ガラス製。 紐穴直径 1 mm
226	8	7	環状斧形石器 (環状石斧)	(65) × (61) × (16)	Ⅲ区 8層攪乱部	破片。 推定直径,約160mm。
227	8		礫 器 (刃 器)	92×89×28	Ⅲ区 10層	
228	8	7	礫 器 (刃 器)	158×96×61	Ⅲ区 10層	
229	8	7	礫 器 (刃 器)	$65 \times 74 \times 29$	Ⅲ区 8層	
230	8	7	礫 器 (刃 器)	82×35×19	Ⅲ区 10層	
231	8	7	礫 器 (刃 器)	(42) × (29) × (12)	Ⅲ区 10層	破片。
232		7	礫 器 (刃 器)	(61) × (95) × (43)	Ⅲ区 10層	破片。
233	8	7	礫 器 (敲 打 器)	80×67×46	Ⅲ区 10層	両端に敲打面がある。
234	8	7	礫 器 (敲 打 器)	$72 \times 37 \times 24$	Ⅲ区 10層下端	一端に,ちいさな敲打 面がある。
235	8	7	礫 器 (敲 打 器)	$72 \times 43 \times 32$	Ⅲ区 10層	一端に, ちいさな敲打 面がある。
236	9		後期弥生式土器 (台付鉢形土器)			(図上復原)
237	10		後期弥生式土器 (台付鉢形土器)			(図上復原)

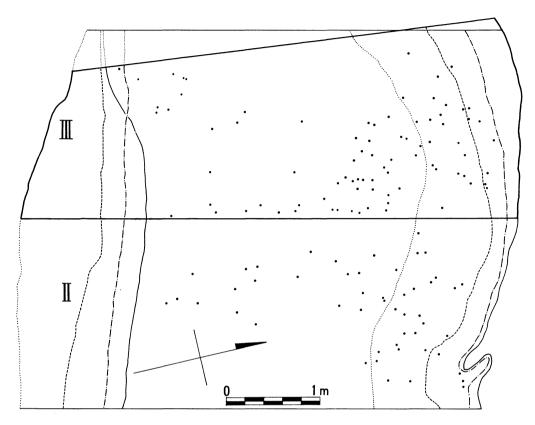
番号	挿図	図版	種	類	i e	法	Ė	出土	層	位	備	考
238	9	8	中期弥生式:		=265	mm	IIZ	10層	下端			
239	9	8	中期弥生式:	土器 器)H	=243		Ⅲ区	10層	下端			
240	9		中期弥生式:	器)			II Z	10層				
241 246	10		後期弥生 土器破 (壺形土	式 片器)								
247 250	10		後期弥生	式 片器)								
251 254	10		中期弥生土器破(壺形土	式 片器)					il a gray and a state of the st			
255	10		中期弥生 出器破(浅鉢形土器	式 片 ?)								
256 264	10		中期弥生土器破(鉢形土	式 片器)								
265	9		後期弥生式。 (台付鉢形土	上器	=(267)		II • II	区 8	層			



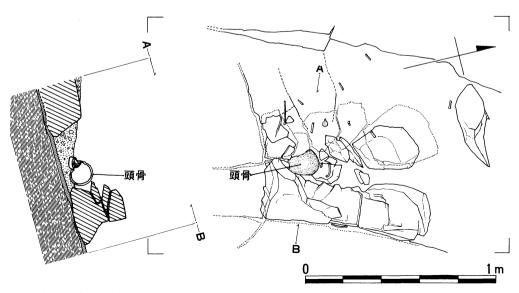


第2図 Ⅳ区側断面実測図

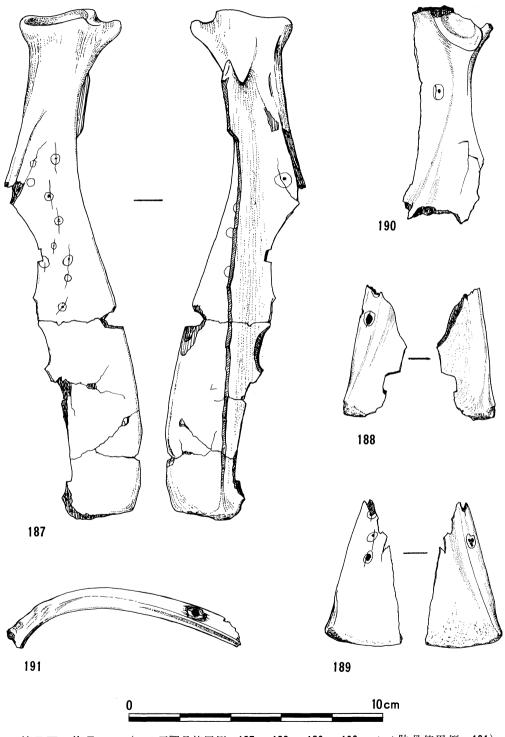
- 1···········1層(表土)
- 2……2層 (混貝砂層)
- 3・4 …… 3層・4層(破砕岩塊層・灰褐色粘土質土層)
- 5……5層(第1灰層)
- 6……6層(岩塊層)
- 7……7層(第2灰層)
- 8……8層(第1混貝灰層)
- 99層 (灰緑色砂層)
 - a = 9層中、落磐岩塊の多い部分
 - c=8層の貝殼・灰・砂が混じる部分
- IO ······10層 (第2混貝灰層)
- II ······11層(黄褐色粘土質土層)
- **|3 ……13**層(黄褐色ローム質土層)
- CI ……左壁側攪乱部
- C2 ……中央小攪乱部
- C3 ……右壁側攪乱部



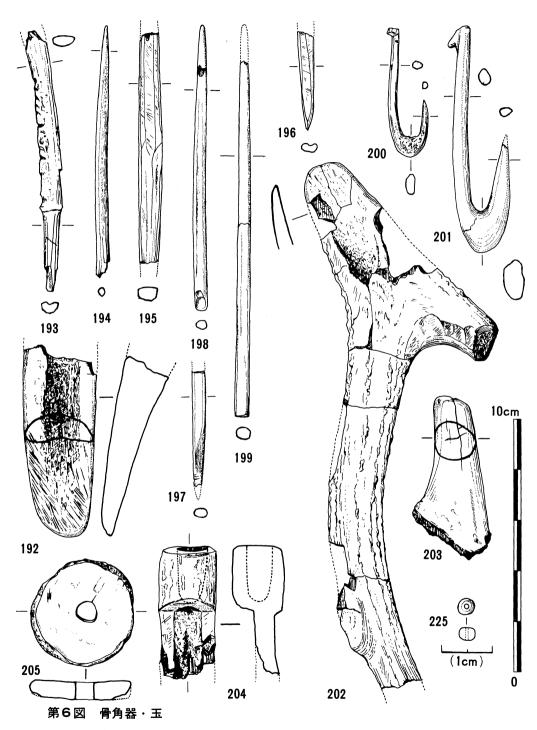
第3回 II区·III区10~11層遺物分布図



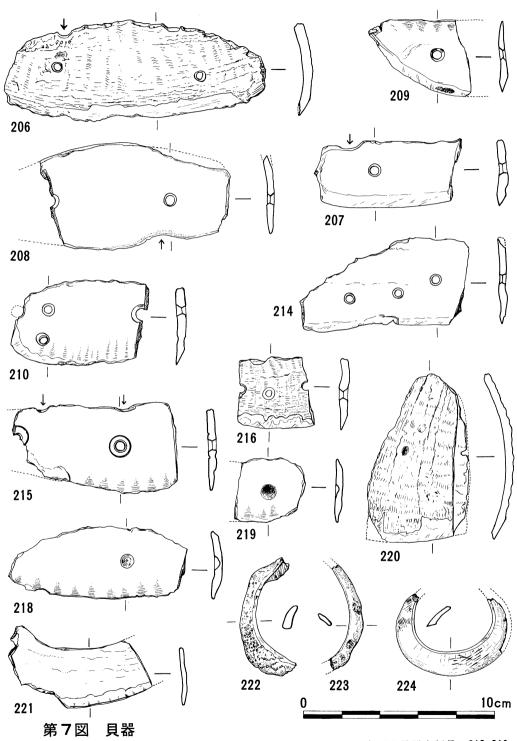
第4図 8号墳墓実測図



第5図 **灼骨** (シカ肩胛骨使用例=187 · 188 · 189 · 190, シカ肋骨使用例=191)

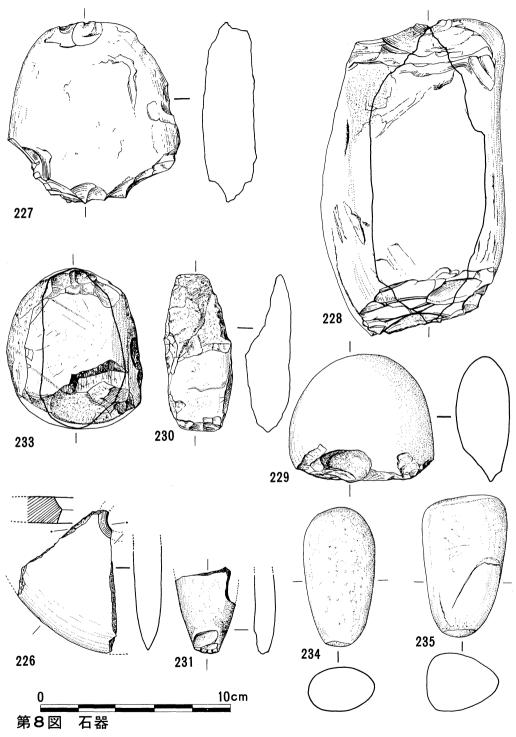


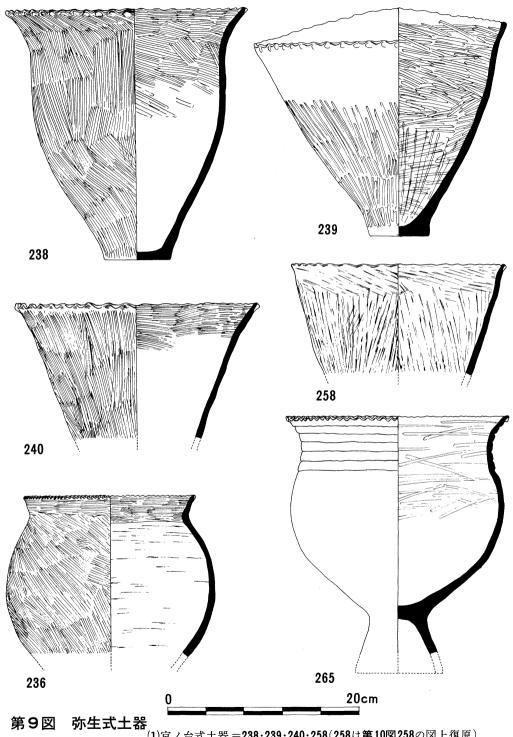
銛形骨器 =193・194・195・196・197 銛形角器 =192 針形骨器 =198・199 釣針形角器 =200・201 尖頭形角器 =202 有孔円板形骨器(?)=205 角器破片(柄?)=204 加工痕ある鹿角 =203 小玉 =225



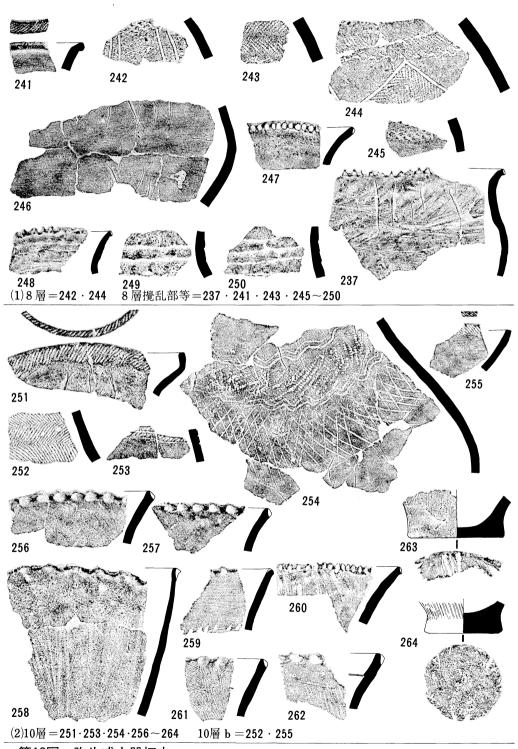
庖丁形貝器 = 206·207·208·209·210·214·215·216 庖丁形貝器未製品 = 218·219 斧形貝器 = 220 腕輪形貝器 = 222·223·224 貝器破片 = 221

			,	
		·		
				•
				•
				•
				,





77 エス 上 66 (1)宮ノ台式土器 = 238・239・240・258(258は第10図258の図上復原) 縮尺 = 1 : 4 (2)久ヶ原式土器 = 265 (3)前野町式土器 = 236



第10図 弥生式土器拓本

縮尺 (1) 久ヶ原式土器・弥生町式土器 (壺形土器=241~246 鉢形土器=237·247~250) 1:3 (2) 宮ノ台式土器 (壺形土器=251~254 鉢形土器=256~264 浅鉢形土器?=255)



(1) III — IV 区断面



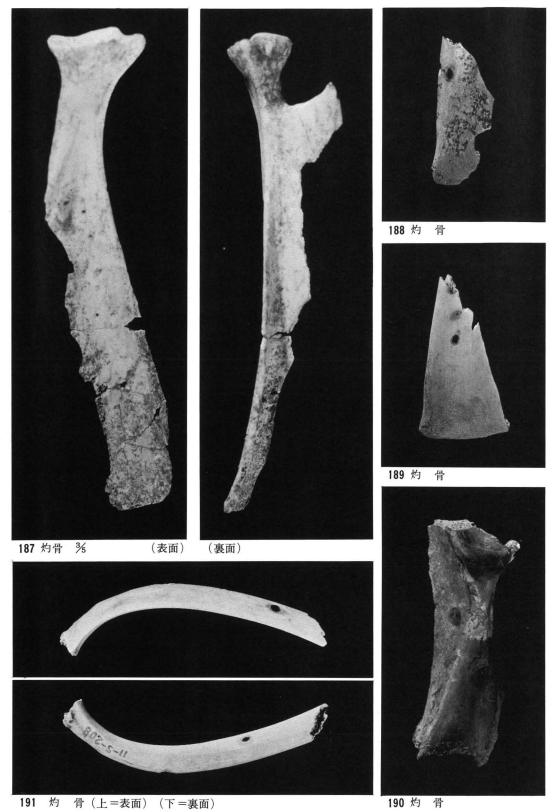
(2) 8号墳墓人骨埋葬状態〈III区9層a〉

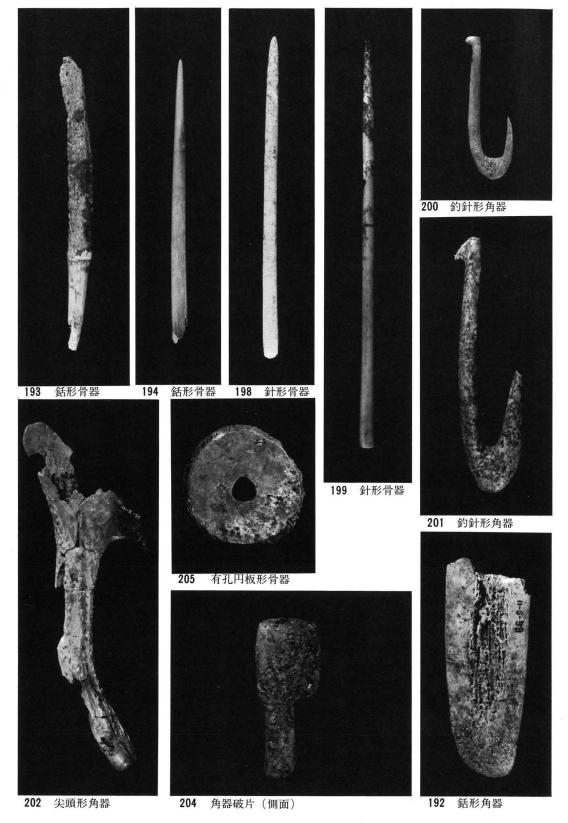


(1) 灼骨188出土状態〈III区10層〉



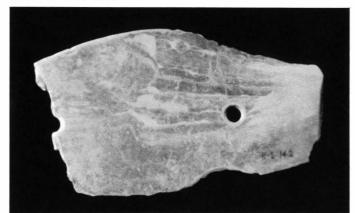
(2) 鉢形土器238出土状態〈III区10層〉







206 庖丁形貝器



208 庖丁形貝器



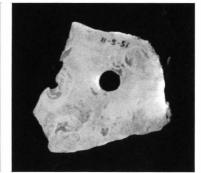
211 庖丁形貝器



213 庖丁形貝器



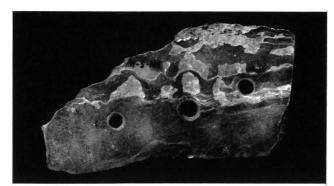
209 庖丁形貝器



212 庖丁形貝器



210 庖丁形貝器



214 庖丁形貝器



215 庖丁形貝器



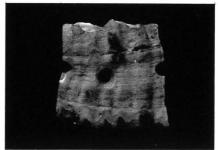
218 庖丁形貝器



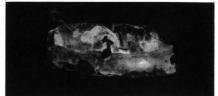
222 腕輪形貝器



223 腕輪形貝器



216 庖丁形貝器



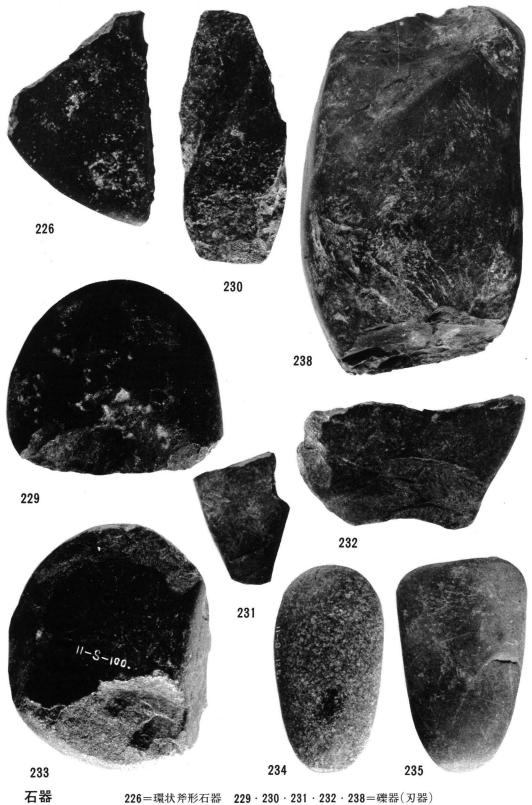
217 庖丁形貝器



220 斧形貝器



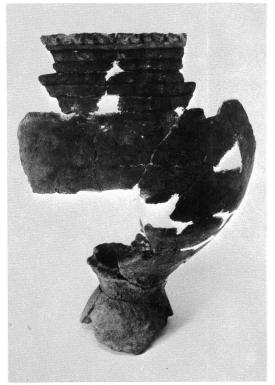
224 腕輪形貝器



226=環状斧形石器 229·230·231·232·238=礫器(刃器) 233·234·235=礫器(敲打器)



238 鉢 形 土 器



265 台付鉢形土器



239 鉢形土器



240 鉢形土器 (部分)

238~240=弥生時代中期 265=弥生時代後期

昭和50年3月25日 印 刷 昭和50年3月31日 発 行

> 編集者兼発行者 神奈川県立博物館

> > 高橋繁蔵神奈川県横浜市中区南仲通5-60

印刷所 東邦印刷株式会社